

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	副主幹	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 7 回 総務文教常任委員会 会議録

開催年月日	平成 23 年 10 月 4 日（火曜日）	開会 9 時 59 分	閉会 11 時 57 分
開 催 場 所	第一委員会室		
出席委員	大谷、井上、渡辺、水口、渡邊、柴田	事務局	中嶋事務局長
	委員外～清水、小野、木下、窪之内		菊井次長
欠席委員			寺嶋副主幹
説明員	別紙のとおり	議 件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 滝川市学校給食施設整備方針案について		
	(2) 中華人民共和国黒竜江省視察について		
	(3) 東日本大震災被災地支援活動について		
	○ 滝川地区広域消防事務組合への芦別市の加入について		
	○ 所管事務等に対する通告質問について（柴田委員）		
	2. その他について		
	事務局より常任委員会道外視察の日程調整の進捗状況について報告があった。		
	3. 次回委員会の日程について		
	正副委員長に一任することに決定した。		
	上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 総務文教常任委員長 大 谷 久美子 ㊤		

平成23年9月30日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉
滝川市教育委員会委員長 若 松 重 義

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成23年9月27日付け滝議第99号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	山 崎 猛
総務部総務課長	田 中 嘉 樹
総務部総務課防災危機対策室長	工 藤 恒 裕
総務部総務課防災危機対策室副主幹	橋 本 正 明
総務部国際課	山 内 康 裕
総務部国際課主任級主事	山 本 亜希子
総務部国際課主事	里 村 真 紀
市民生活部長	伊 藤 克 之
市民生活部参事	庄 野 雅 洋
市民生活部税務課長	加 藤 孝 昭
市民生活部税務課副主幹	原 田 暢 裕
市民生活部税務課副主幹	鎌 田 清 孝
市民生活部税務課主査	池 田 茂 喜

滝川市教育委員会委員長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育長	小 田 真 人
教育部長	舘 敏 弘
教育部学校教育課長	中 川 啓 一
教育部学校教育課副主幹	黒 川 靖 子
教育部学校教育課主査	松 澤 裕 子
教育部学校教育課新しい学校づくり推進室長	鳩 山 稔

(総務部総務課総務グループ)

第7回 総務文教常任委員会

H23.10.4 (火) 午前10時00分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1 所管からの報告事項について

《教 育 部》

（1）滝川市学校給食施設整備方針案について
課

（資 料）学校教育

《総 務 部》

（2）中華人民共和国黒竜江省視察について

（資 料）国 際 課

（3）東日本大震災被災地支援活動について

（資 料）防災危機対策室

《市民生活部》

○ 所管事務等に対する通告質問について（柴田委員）～別紙

2 その他について

3 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第7回 総務文教常任委員会

H23. 10. 4 (火) 10:00～

第一委員会室

開 会 9 : 5 9

委員動静報告

委 員 長

全員出席。委員外～清水、小野、木下、窪之内。プレス空知の傍聴を許可する。

委 員 長

1. 所管からの報告事項について

(1) について説明願う。

教 育 長

(1) 滝川市学校給食施設整備方針案について

本日は学校給食施設整備方針案ということで、先般の教育委員会議の中で決定したところである。この方針案に基づいて今後保護者との意見等も伺いながら年内には方針を固めたいと思っている。9月5日には総務文教常任委員との意見交換会もさせていただいた。一部に突然の方針だという指摘もいただいているが、教育委員会としては、こういう方針を出す前に議員の皆さんと意見交換という形をとらせていただいたことは初めてのことだと思っている。私どもとしてはこれまでの説明責任を十分に果たしていきたいし、市民にもわかりやすい形で保護者説明会等を開いていきたいと思っているのでよろしく審議願う。担当から内容について説明する。

鳩山室長

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

渡 辺

① 親子方式にすることによって現在の人員とどう異なるのか。現在の人件費にかかわる人数と完全に親子方式にしたときの人数を伺う。

② 会計についてはこれからいろいろ検討するということも書いてあるが、心配されるのは小学校関係である。私会計ということで今後事務員とか教諭の校務分掌が多くなることはないのか。小学校は担任以外はなかなかいないということもあるが、そういう配慮をどの程度考えているのか。全部市教委で出張して行うわけにもいかないだろうし、栄養教諭がすべて事務、経理を行うわけにもいかないと思うので、給食にかかわる事務を小学校に過重負担させる計画でないのか確認したい。

鳩山室長

① 現在職員数については、資料のP15に出ているが、自校方式は正職員3名、それ以外に嘱託、臨時を含め、職員が休む場合のフリーパートということで10名がおり、総勢61名で6,920万円ほど人件費がかかっている。親子方式になった場合は、調理員37名、正職員4名とあるが、教育委員会としては調理場を4カ所整備するので、1カ所に1名程度は正職員がほしいのではないかと考えており、正職員4名、嘱託21名、臨時2名、フリーパート10名としている。小学校については、現在配食は給食調理員が行っているの、滝川第一小学校、東小学校には調理員がいなくなることから配膳員を各職場2名程度配置したいと考えており、5,510万円程度の人件費を想定している。

中川課長

② 給食費については、私会計ということで学校で運営委員会を組織して集めていただいている。親子方式になった場合だが、江部乙小学校と中学校では既に親子方式を導入しており、給食費はそれぞれで集めていただいている。現段階では給食費の収集方法は、江部乙と同じように親子方式でもそのような徴収方法をとっていただくことになるのではないかと考えている。親になる施設を

	持つ小学校に事務負担が回る、発生するということは想定していない。
渡 辺	現在の調理員について、正職員はともかく、嘱託、臨時職員は現在より減らしていくということで確認してよいか。
中川課長	施設数が絞られることになれば当然そういったことも出てくる。私どもとしては、退職年齢とあわせて現実には働いている方にやめていただくことがないような対応も考えている。他に質疑はあるか。
水 口	江部乙が親子方式でやっていて、江部乙と同じような形になるだろうという答弁だったが、先ほどの説明では給食会計については昨今の経済情勢を勘案した上で、会計のあり方も検討したいという記述になっている。今の課長の答弁では私会計は変わらないということで、資料に記載されていることとの整合性について伺う。
中川課長	今の会計方式が継続された場合ということで、会計方式のあり方については未納問題とあわせて考えていかなければいけないという形で実施するのが一番いいのではないかとということで、仮定の話で申し上げたところである。検討過程の中で、これからPTA、保護者の方々にもいろいろと話を伺っていかなければならないが、公会計と私会計の違い、メリット、デメリット等についても整理をしながら検討していきたいと思っている。あくまでも仮定で私会計が続いた場合の方式のことを答弁させていただいた。
水 口	ここには検討すると記載されているが、私が過去に弁護士に確認して聞いている限りでは、学校に調理場がある以上、それはあくまでも学校で会計を持たなければならない、つまり公会計にはならないというふうに伺っている。どんなに教育委員会に申し出ても未納対策を含めて私会計でしか方法がないという認識だが、公会計ということも検討に入れることについて、制度上何ら問題ないという前提で公会計か私会計かを検討するということなのか確認したい。
中川課長	実態として自校方式で公会計をとっている例というのは余り聞いていないが、不可能ではないと考えている。ほかの税と一緒に納付書などを発行して納めていただく方式がとれないということは私の知り得る範囲ではなかったと思う。自校方式をとっているから公会計はできないということではないと認識している。
委 員 長 柴 田	他に質疑はあるか。 自校方式とセンター方式のそれぞれのいいところをあわせ持つ方式として親子方式ということで、学校給食施設の設置方式はもちろん大事だが、食育をこれからしっかり進めていくことが何より大事だと思っている。資料では人件費やその他含めた運営経費の面、管理体制の有無や地元食材を取り入れる、あるいは取り入れることが困難などいろいろあるが、そういった効率性を一方で求めながら食育を進めていくということであれば、新たな食育に対する教育委員会としての施策なりを市民に理解してもらう必要がある。1億円かかっていたものが8,000万円で足りたので2,000万円削減できたでとまってはいけない。効率性を追求した後、その部分をしっかりと給食、食育に充てていくという方向性が必要だと思う。今の時点で教育長の考え方を伺う。
教 育 長	食育に関する取り組みは、栄養教諭を中心にやっている。この栄養教諭の配置については、滝川市でも4名という配置を行っており、先般のNHKのBS放送で菜の花給食の取り組みが全国放送されたこともあり、非常に先進的な取り組みということで高い評価を受けている。食育の取り組みというものもこの施

設整備の中で重要な役割を果たすという意味で、栄養教諭の配置、地産地消、少量多品種という滝川市の特色のある農業を中心に組み組んでいくということで、大きな6つの視点うち、2つが食育ということで、これからは食育ということに着目して今回の方針案とさせていただいたところでもあるので、そのことについてはきちんとうたっていきたいと思っている。

柴 田

私は自校方式を非常に高く評価している1人である。食育の取り組みについても非常に高く評価している。ただこれから親子方式にしていくときに、今までの実績に甘んじることなく、さらに特色のある、あるいは全道、全国に誇れる給食調理体制に持っていかなければいけないし、食育の取り組みも親子方式にしたからなおさら高みを目指す必要があると思う。今回の提案は理解できたが、そういったことをこれからは念頭に、しっかり力を入れていっていただきたいと思うのでよろしくお願いする。

委員長
渡 邊

他に質疑はあるか。

① 整備方針について、P12 に保健所による衛生管理指導の点検結果による指摘事項が記載されているが、これらを網羅すると安全基準に合致するという考え方なのか伺う。

② 私会計でやっていることで学校ごとの取り組みだと思うが、未納に対してどのような対応をとっているのか伺う。

③ P11、今後のスケジュールの関係で、12月上旬に整備計画（案）策定となっているが、どういうメンバーで構成されるのか伺う。

鳩山室長

① 保健所で毎年2回給食施設の衛生管理指導ということでそれぞれの施設を点検している。その中で施設に関するものは、改善しない限りはいつも△となる。例えば、汚染作業区域と非汚染作業区域を明確に区別となっているが、現状の衛生管理基準では部屋を分けなくてはいけないとなっている。ジャガイモの皮むきなどの下処理をするのは別の部屋、調理するのは別の部屋、洗浄するのは別の部屋というふうに部屋ごとに分けなければいけないが、滝川の場合は一つの部屋の中で行っている。コーナーを分けて床に線を引いて入らないようにということで区分けをしているが、施設を増築するなりして部屋をつくらなければ対応できないことで不十分な形になっている。調理員専用のトイレの整備については、本来は休憩室等も含めてそこに専用のトイレを設けなければいけないのだが、教職員と同じようなトイレを使っており、手洗いも専用に用意はしているが、衛生管理基準に適応するためには専用のトイレを設けなければいけない。今後予定している施設整備をする際は、こういった点をすべてクリアできなければいけないので、そういったことができる施設を整備すると理解いただきたい。

中川課長

② 各学校での未納対策ということで、PTA役員、教頭先生が中心となって未納問題について対処されていると聞いている。方法としては電話や夜間訪問、督促状の送付といった方法が一般的である。さらに内容証明付きの郵便で送るとか、少額訴訟といったこともあるが、21年度に未納対策マニュアルをつくって各PTAに説明したところであり、対応の中には少額訴訟ということもあるが、そこまで進んでいるところはまだ聞いていない。

館 部 長

③ 今後この方針案が方針ということで決定いただければ次の作業としては、施設の改修にあわせて合理的に早急に行っていくということなので、その年次計画が本当にこの事業費に基づいて補助金、起債、一般財源等で計画的にでき

委員長
副委員長

るのかということで具体的にやるので、この整備計画については事務方でつくって諮りたいと考えている。

他に質疑はあるか。

① 徴収の実態について伺う。

② 未納の状態がどうなっているのか伺う。

③ シックハウスなどもあるが食事にもアレルギーがある。ショック死などがあっては大変である。アレルギーに対する方向として給食がここまでやらなければならないという論理があるのか伺う。

中川課長

① 滝川市の学校給食費については学校給食法で定められており、設備については市が責任を持ってやっているが、そこで使われる食材等については保護者の方々に負担していただくことになっている。各学校で人数に応じて給食費の1食当たり単価が決まっているので、11校でそれぞれ給食費を徴収しているのが実態であり、私会計というやり方でやっていただいている。

③ アレルギーで多いのが牛乳と卵と小麦で、保護者の求めに応じてそれらを除いた除去食での対応もしている。基本的には高学年になれば自分が食べてはいけない物を認識しているので、それを除きながら食べていただく方向で対応しているが、症状が重い方には、あらかじめ1カ月の献立を保護者に提示することで、その中できょうは食べられないからということで弁当を持ってきてもらったりしている。給食の理想は、皆さんが同じ物を同じ所で同じ時間帯に食べることだと思うので、単純に除去食ということもやっているが、もっと先に進めて代替食ということで卵にかわる何かを入れ、中身は違うができたものは同じという、原材料を変えて同じ物を食べるのも理想だと思うので、この整備方針の中ではそこまではうたっていないが、そこまでできればと考えている。ただ段階的に、あるいは実態としてどのような食物アレルギーを持っているかということもこれからしっかり押さえていかなければならないので、各親子給食の施設でどこまで対応できるかということがある。

② 未納状況だが、平成22年度末で259万8,204円、未納率1.69%である。前年度は1.60%だったので若干ふえているが、平成20年度は2.06%ということで2%を超えていたので、それから見ると若干下降傾向にあると言える。

井上

① 除去食とか弁当を持ってきている人の割合がどれくらいか伺う。

② ひどいアレルギーを持った人は食べられないと思うが、給食連合会などから方針が出ていないのか伺う。

③ 給食費は市の職員が徴収しているのか伺う。

中川課長

① 弁当を持ってきている人の割合等については把握していない。

② アレルギーは突然出てくる場合があるので、1回出たらずっと続くということではなく、治まる人もいればある時点から出るという人もいますので、毎年4月の時点で養護教諭が健康調査を実施し、さまざまなアレルギー症状等を押さえている。栄養教諭がアレルギー対応食を始めるとすれば、さらに詳しい調査をしなければならないと考えている。そういった調査をしてから実施しようと思っているが、現状としては保護者の申し出等が中心になっており、子供のアレルギー症状などのレベルもいろいろあるので、保護者と連携しながら対応せざるを得ない。

③ 給食費の徴収については各学校で給食会計を持っており、PTAや教頭先生が中心となって学校で口座振り込みをしたりして徴収しているが、専門の職

- 員も学校で抱えた中で徴収している。
- 松澤主査 ③ 各学校の給食会計は、給食費の中から運営費をいただいて東栄小と江部乙中を除いて専門に給食費を徴収する方を雇って皆さんからいただいた給食費を口座に一括して入れる事務を行っている。滝川第一小と滝川第二小の方については一般のPTA会費なども徴収しているので、そちらのほうとの雇用の費用を折半している。
- 井 上 給食費を徴収するということで、それを給食会計の中から出しているということなのか伺う。
- 松澤主査 給食費とは別に運営費をいただき、その中からお支払いしている。
- 井 上 アレルギー体質を持った人はどれくらいいるのか伺う。
- 松澤主査 各学校すべては把握していないが、献立表にアレルギー表示というものを入れており、保護者と毎月お話しして給食を食べられるときは食べてもらい、食べられないときは弁当や食べられる部分の給食を食べて後は食べないようにしているのが現状である。
- 中川課長 この整備方針の中でアレルギー食の対応ということをうたっており、今実態を調査中である。毎年4月に実施している健康調査ではアレルギーがあるかないかということだけなので、例えばアトピー性皮膚炎にしても食物に起因するものもあるので、実態を調べようとしているところである。
- 委 員 長 若干休憩する。
- 休 憩 10 : 53
再 開 10 : 58
- 委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。中川課長。
- 中川課長 訂正願う。整備方針P13の自校方式のデメリットの⑤を削除していただき、親子方式デメリットのほうに④として配送経費が必要としていただきたい。
- 委 員 長 他に質疑はあるか。(なし)(1)については報告済みとする。所管入れかえのため若干休憩する。
- 休 憩 11 : 00
再 開 11 : 08
- 委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。(2)について説明願う。
- (2) 中華人民共和国黒竜江省視察について**
(別紙資料に基づき説明する。)
- 山内課長 説明が終わった。質疑はあるか。
- 委 員 長 ① 黒竜江省ということだがいつ決まったのか伺う。
- 渡 邊 ② これについては北海道からの要請があったのか、あるいは滝川市が働きかけたのか伺う。
- ③ 日程の余裕がないということで2泊延長するようだが、視察内容について伺う。本当に交流を深める内容になっているのか伺う。
- 山内課長 ①② 北海道のほうから要請があり、市長が就任以降、当市の国際交流等をアジア展開したいということで北海道国際課に何か情報があればいただきたいということでお願いをしていたところ、今回このような事業があるのでよろしければというお話をいただいた。6月議会においてもそのような質疑、答弁があったので、ちょうどいい機会であるということで今回の視察を考えた次第である。
- ③ 黒竜江省は人口が約4,000万人、ハルビン市は人口580万人ということで

北海道と同じ人口である。この 20 年くらいの発展には目覚ましいものがある
と伺っている。現地の皆さんが海外に行きたいというニーズも非常に高いとい
うことで、そのあたりを中心に考えている。またそれ以外のものでは芦別市に
ある北日本精機がハルピン市に工場を建設して 7 月くらいから稼働している。
そういったことも含めて現地視察をさせていただければというふうに北海道
にお願いしているところである。

渡 邊
山内課長
渡 邊
山内課長
委 員 長
柴 田

旅費は補正予算となるのか伺う。

補正を組まないで既定の予算内で対応しようと考えている。

国際課の予算の範囲内ということによいか。

そのように考えていただいて結構である。

他に質疑はあるか。

きょうの資料の出し方だが、少なくとも黒竜江省がどんなところなのか、歴史
的なものくらいは資料として配付されることが望ましいと思うので、後日関係
の委員の皆さんに配付していただきたいがいかがか。

委 員 長
山内課長
委 員 長

柴田委員から資料要求の申し出があったが所管は対応できるか。

可能である。

ほかの委員は資料要求することによいか。(よし) 委員会として資料要求する
こととする。準備ができ次第机上配付願う。他に質疑はあるか。

井 上
委 員 長

北海道との 25 年の経緯がわかる資料もつけていただきたい。

他に質疑はあるか。(なし) (2) については報告済みとする。(3) について
説明願う。

(3) 東日本大震災被災地支援活動について

工藤室長
委 員 長
柴 田

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。

資料中「段」の文字が間違っている。費用的なものの説明が全くなかったので
説明願う。

工藤室長

第二弾だが、物産の郵送料は、宮古市と八幡平市を合わせて 3 万 5,000 円であ
る。参加費の旅費は、八幡平市から 3 名ということで日当、宿泊料を含めて 9
万円である。試食用材料費は 1,000 人分で 5 万円である。その他物品の提供等
ということで八幡平市は借り上げ車でフェリーで来るということもあり、借り
上げ車が 4 万円、こちらで用意するカップ、ガスコンロを含めて 6 万円である。
以上合計で 24 万円と見ている。第三弾については、米、タマネギ、ジャガイ
モで 30 万円と見ている。先ほどの 24 万円と合わせて 54 万円である。500 万円
のうち 120 万円を第一弾で使っており今 380 万円あるが、今回そのうちから 54
万円を使わせていただくということである。

委 員 長
渡 辺

他に質疑はあるか。

宮古市、八幡平市に限定しているが、被災地はそこだけではない。ライオンズ
クラブは大槌の中学生、高校生をサッカーで招待するということが、滝川市
として民間の活動にも目を向ける必要があると思うがいかがか。

田中課長

民間の動きは承知している。団体にはそれぞれの方針があり、今のところ特段
我々に要請はないので、市としてはこういうスタンスで臨みたい。第一弾の活
動とのつながりもあるので、今回はこのような形で考えている。

委 員 長

他に質疑はあるか。(なし) (3) については報告済みとする。山崎部長。

○ 滝川地区広域消防事務組合への芦別市の加入について

山崎部長

次第にはないが口頭で1件報告させていただく。昨日消防の広域の副市長の会議があり、その中で消防の広域化という議題について話し合われた。新聞等でも一部報道されたが、当初は滝川市と赤平市とで広域化の検討を開始するというテーブルをつくったが、芦別市についても統合を目指すための話し合いに参加するということが表明されたので報告させていただく。今後は、今月中旬までに3首長の中で確認、決定を経て17日以降に3市での話し合いが開始される予定である。詳しい中身についてはきょう報告できないが、話し合いの経過や内容については、委員会等を通じて報告させていただきたいと考えている。この件について何かあるか。

委員長

柴田

山崎部長

どうして3首長となるのか伺う。

言い方が不適當だった。3首長というのは滝川市長、赤平市長、芦別市長で、それと新十津川町長と雨竜町長である。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) この件については報告済みとする。所管入れかえのため休憩する。

休 憩 11:32

再 開 11:37

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。所管事務等に対する通告質問について、柴田委員より質問願う。

○ 所管事務等に対する通告質問について（柴田委員）

柴田

委員長

加藤課長

(別紙質問通告書に基づき質問する。)

質問が終わった。答弁願う。

1. 税務課の徴収担当職員については、7名の職員が直接担当している。また、全庁的な徴収に関する組織としては、収納率向上対策本部というのがあり、副市長を本部長に各部長職及び税務課職員で組織し、収納率向上に向けた対策を実施している状況である。具体的には住民税の特徴への切りかえ、年末臨戸徴収などだが、この内容については、新タッグ計画の実績報告で報告している。一方、高額滞納案件については、個別に税務課徴収担当職員が担当するとともに、高額滞納対策会議を開催し対応している。この高額滞納対策会議については単なる名称であり、特に設置要綱というものはなく、関係者が高額滞納案件の情報交換をする場として開催している。会議のメンバーについては、税務課職員、市民生活部長、関係部長、副市長である。通常、毎年、出納閉鎖後の6月から7月ごろに前年度の状況、高額滞納繰り越しの状況等について、滞納額、納付状況、処分等進捗状況を報告し、内容を確認している。それ以降は、個別の案件で何か対応すべき事柄があったときに開催している。滞納案件の処理方法については、1件1件、法に基づいた形で行っていくことを基本としている。

2. 高額滞納対策会議については、副市長もメンバーなので毎回同席し、報告を受けている。市長には直接この会議の内容について報告はしていないが、緊急性を要する場合として、例えば会社の倒産情報が入った場合などは直接報告する場合もある。また、毎年、年度末に不納欠損の決裁をもらう段階で、ある程度市長へ滞納状況を説明している。滞納額の下限についての基準はないが、毎年、年度を繰り越した状況については、滞納額上位50位について会議に報告している。

3. 高額滞納対策会議の中で、状況について報告した際に、副市長からは、つねに「法に基づいて対応するように」との指示があり、税務課は、その指示に

基づき対応している。

4. 金額の多寡にかかわらず、滞納案件については、1件1件精査した中で対応している。その対応については議会の一般質問でも答えたが、市の税務担当としては、何らかの形で滞納者との接触をとって納税相談を行い、滞納者の状況に合った納付をお願いしている。また、あわせて関係法規に基づき、滞納者の資産状況の調査も行っている。このような状況の中で、滞納者が納付に応じない場合、あるいは約束を守らない場合等に差し押さえ等の滞納処分を実施しているのが現状である。ただ滞納者個人の生活状況、法人であれば経営状況を勘案しての対応も行っている。先ほど説明した差し押さえの中で不動産における差し押さえについては、優先する債権がついている場合が多いのが現状である。地方税法第14条では、「地方税優先の原則」ということで規定されているが、この例外規定として同法第14条の10では、「法定納期限等以前に設定された抵当権の優先」ということが規定されている。具体的には、不動産の差し押さえを実施し、その不動産が競売に付され、換価された場合、滞納の対象となっている税の法定納期限よりも前に設定されている抵当権がある場合には、その抵当権が優先される。仮にその抵当権の金額が多額の場合には、全く配当が見込めない状況もあり得る。したがって、この差し押さえ処分については、「無益な差し押さえ」となる可能性がある。なお、この優先する債権がある場合でも、裁判所で市以外のほかの競売が実施された場合は、交付要求という形で市が参加する場合がある。

5. 不納欠損については地方税法に基づき行っている。一定の努力を継続したものの、時効を迎えたものとして、地方税法第18条に基づく5年経過による消滅時効、同法第15条の7第4項に基づく処分停止後3年による時効、同法第15条の7第5項に基づく即時消滅により不納欠損を行っている。過去最大の処理額については、個別の案件としての答弁は差し控えるが、平成22年度決算における市税の不納欠損額は、6,952万8,000円、そのうち、固定資産税・都市計画税については、合わせて5,730万5,000円となっている。不納欠損については、個人については、財産がない、収入が見込めない等の状況、法人については、倒産、閉鎖、事業停止等により法人の営業再開が見込めない状況等により不納欠損を行っている。なお、先ほど説明した5年経過したことによる消滅時効について、その間に差し押さえ等の滞納処分が実施された場合は時効が中断される。

6、7. 税務課で副市長、市長が税の問題だけで滞納者に対して直接面談等を設定したことはない。

柴 田

法に従って1件1件適切に処理しているという答弁だったが、今回質問したことについて、特に法によるということと例えば滞納処分のあり方について、4点目で質問した多額案件の答弁の中で、滞納者個人の生活状況、あるいは法人の経営状況を勘案して対応しているということだったが、勘案という部分がよく理解できない。法人の経営状況を勘案するというのは、例えばどういう状況を勘案しているのか。また経営状況を掌握するというのは、どのような作業を経て掌握しているのかについて伺う。

加藤課長

当然何らかの接触を図っている状況の中で、個人、法人の状況はある程度つかむことができる。法人の場合、市内の企業であればその企業の動静もある程度つかんでいる。必要に応じて国税徴収法第141条に基づいて、滞納処分のため

- の滞納者の財産を調査する権利により関係帳簿を調べる場合もある。いずれにしてもその法人の状況について、その法人が地域経済に与える影響、従業員の生活も考える中で、地方税法の中にも徴収の猶予、換価の猶予という制度もあるので、それらを勘案した中で総合的に税務課で判断させていただいている。
- 柴 田 納税の意志というところが重要だと思う。多額の滞納が発生したとして、個人または法人に対して、生活状況あるいは経営状況を相談しながら中身についていろいろ調査してきて、最終的に滞納者が納税の意志を表明し、全額とは言わないまでも一定額を継続的に納めている状態の場合、税法上では当然想定されるものだと思うが、実態としてそういったことが恒常的にあるのか。納付誓約について、例えば 100 万円を滞納していて、毎月 5,000 円ずつだが何年かかっても納めていくという場合には、納付の意志があるわけなので差し押さえなどの強制的な処分には至らないと考えていいのか伺う。
- 加藤課長 納付誓約という形の中で滞納している方に納めていただくという状況の中では、納付誓約の中身は、ある程度お互いの認識の中でぎりぎりの線ということもある。そういう方については、納付誓約が継続されている限り、私どもとしてもいろいろな状況を勘案した中で、強制的な差し押さえという形はとっていない。
- 委 員 長 以上で、柴田委員の所管事務等に対する通告質問を終了する。
- 委 員 長 2. その他について
- 寺嶋副主幹 事務局より常任委員会の道外視察についての経過報告がある。常任委員会の道外視察先の一つである岡山県瀬戸内市から、副市長の公募についての視察を受け入れていただけるとの連絡があり、11 月 9 日に視察することが決定した。残る視察予定地である福岡県北九州市と大阪府箕面市はこれから調整に入るが、視察先に変更があった場合等は随時報告するのでよろしくお願いする。
- 委 員 長 この件について何かあるか。(なし) そのほかに委員から何かあるか。(なし)
- 委 員 長 3. 次回委員会の日程について
- 正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし) 以上をもって第 7 回総務文教常任委員会を閉会する。

閉 会 11 : 57